

|           |       |                                  |
|-----------|-------|----------------------------------|
| 令和8年8月17日 |       |                                  |
| 資 料 提 供   |       |                                  |
| 担当課       | 教育委員会 | 総務課 吉田(内3668 直通Tel.073-441-3640) |

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和8年7月中に教育委員会で受理した不正行為等通報(教育委員会事務局等や県立学校の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

| 通報者 | 件 数(内匿名) |
|-----|----------|
| 県民等 | 6(5)     |
| 職員等 | 0        |
| 計   | 6(5)     |

(2)通報方法別

| 通報者    | 件 数(件) |
|--------|--------|
| 電子メール  | 4      |
| 郵便・FAX | 2      |
| その他    | 0      |
| 計      | 6      |

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

| 通 報 内 容 |                                                                           | 処 理 状 況                                                                                                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①       | ある中学校の部活動において、適切な休養日を設けず活動している。                                           | 当該校を所管する市町村教育委員会に対し、学校等関係者へ「和歌山県学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を周知するよう依頼した。                                                                                                  |
| ②       | ある小学校の職員が不適切なパソコンの使用をしており、管理職はその行為を黙認している。また、管理職は一部の職員に対してハラスメント行為を行っている。 | 通報内容について、当該学校を所管する市町村教育委員会に調査を依頼した結果、当該職員については一部事実が認められたため、当該市町村教育委員会から当該職員に対して指導を行うとともに、管理職については、直ちにハラスメントと認められる行為は確認できなかったものの、疑念を持たれることのないよう丁寧な指導を心がけるよう指導したとの報告を受けた。 |
| ③       | ある県立学校の職員がETCカードを不正使用している。                                                | 調査の結果、通報の事実は認められなかった。                                                                                                                                                   |
| ④       | ある中学校の部活動あるいはクラブチームにおいて、顧問の運転するバスに乗って県外遠征を行った。                            | 調査中                                                                                                                                                                     |
| ⑤       | ある中学校の部活動における移動方法が、法令に違反している。                                             | 調査中                                                                                                                                                                     |
| ⑥       | ある中学校の生徒の学校生活及び学習活動に関して、当該市町村教育委員会の対応が不適切である。                             | 調査中                                                                                                                                                                     |

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの 4 ②③④⑤

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの 2 ①⑥

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。 調査結果が複数となったため、再掲した項目有り

|                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| (1)調査の結果、是正の必要がないもの              | 3     |
| うち通報内容が事実とは認められないもの              | 2 ②③  |
| うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの  |       |
| うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの         | 1 ①   |
| うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの |       |
| (2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの     | 1 ②   |
| (3)調査を継続中としたもの                   | 3 ④⑤⑥ |
| (4)不受理としたもの                      |       |